

令和4年3月23日

各位様

千葉県森林組合南部支所
支所長 三橋 裕

安全衛生特別教育研修の実施案内について

このことについて、下記のとおり安全衛生教育研修を実施いたしますので、参加希望がありましたら、各研修日の10日前までに別添受講申請書を提出するようご案内いたします。

- 1 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当
開催日 ~~令和4年4月26日（火）～28日（木）~~ 定員に達しました。
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 2 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和47年労号）第36条第1項第8号該当
開催日 ~~令和4年5月18日（水）～20日（金）~~ 定員に達しました。
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 3 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成12年労働基準局発第66号通達
刈払機の点検、操作
開催日 ~~令和4年6月3日（金）~~ 定員に達しました。
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 4 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成12年労働基準局発第66号通達
刈払機の点検、操作
開催日 ~~令和4年6月30日（木）~~ 定員に達しました
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 5 車両系木材伐出機械等特別教育（伐木系）
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 6 号の 2
開催日 ~~令和 4 年 7 月 14 日（木）～15 日（金）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 6 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 4 年 8 月 8 日（月）～10 日（水）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 7 車両系建設機械 3 t 未満特別教育
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号
開催日 ~~令和 4 年 8 月 18（木）～19 日（金）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター（学科）
植畑研修センター（実技）
- 8 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 ~~令和 4 年 8 月 24 日（水）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 9 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 4 年 9 月 14 日（水）～16 日（金）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

臨時講習会 チェンソー講習補講Ⅰ（2,5 時間コース）
旧安衛則第 36 条第 8 号の修了者を対象とした補講
開催日 令和 4 年 9 月 22 日（木）
会 場 千葉県林業サービスセンター（定員 20 名）

- 10 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 ~~令和 4 年 10 月 7 日 (金)~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 11 機械集材装置の運転業務に係る特別教育
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 7 号該当
開催日 令和 4 年 10 月 27 (木) ~28 日 (金)
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 12 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 4 年 11 月 9 日 (水) ~ 11 日 (金)~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター (学科)
植畑研修センター (実技)
- 13 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 4 年 11 月 21 日 (月)
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 14 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 4 年 12 月 1 日 (木)
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 15 車両系木材伐出機械等特別教育 (走行系)
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 7 号の 2
(平 2 5 告示第 1 2 5 号)
開催日 令和 4 年 12 月 12 日 (月) ~13 (火)
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 16 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 5 年 2 月 1 日（水）～3 日（金）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 17 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 5 年 2 月 10 日（金）
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 18 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 5 年 2 月 22 日（水）～24 日（金）
会 場 千葉県林業サービスセンター（学科）
千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター（実技）
- 19 車両系木材伐出機械等特別教育（伐木系）
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 6 号の 2
（平 2 5 告示第 1 2 5 号）
開催日 令和 5 年 3 月 2 日（木）～3 日（金）
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 20 車両系建設機械 3 t 未満特別教育
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号
開催日 令和 5 年 3 月 16（木）～17 日（金）
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

※上記掲載の研修についてのお申込等については次ページをご確認下さい。

注意事項等

※研修申込用紙については、研修 10 日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※申込書受理後受付となります。(受付後決定通知書をお送りいたします。)

※研修をキャンセルする場合は研修 10 日前までにご連絡下さい。

※研修をキャンセルした場合は再度申込用紙を郵送して下さい。
(研修日をずらす等の場合も同様に申し込み用紙の郵送が必要です)

※チェーンソー、刈払機研修については、上記研修日程以外についてもご相談下さい。

また、出張研修については、チェーンソー10名以上、刈払機5名以上であれば実施いたします。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

(土日、祝日の場合1日につき10,000円を負担していただきます。)

※NPO 団体等に対するチェーンソー、刈払機等安全研修会も実施しておりますのでご相談下さい。

※研修会場が2カ所ありますので研修会に参加される場合はご注意下さい。

申請費用 (研修費1週間前までに下記へお振込み下さい)

チェーンソー特別教育	22,000円	(林災防 会員 20,000)
刈払機	10,800円	(〃 9,800円)
機械集材装置	30,000円	(〃 28,000円)
車両系建設機械	10,000円	
車両系木材伐出機械	37,000円	(〃 35,000円)
(走行系)		

振込先 受講料振込先

振込先 : 君津市農業協同組合 清和支店
口座番号 : 普通 1623305
口座名義 : 千葉県森林組合 南部支所

申込先

千葉県森林組合 南部支所 担当小林、右近
住所 : 君津市西栗倉 135 TEL 0439-37-2004
FAX 0439-37-2007

会場住所

- ・千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
住所 : 君津市植畑 632
- ・千葉県林業サービスセンター
住所 : 富津市宝竜寺 11